

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第22回）

日時 令和5年7月4日（火）10：00～11：14

場所 オンライン開催

1. 開会

○潮課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第22回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的な留意点を申し上げます。

本委員会は、オンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆様につきましては、本委員会中は回線の負荷を軽減するため、カメラはオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。ご発言をご希望の際はマイクのミュートを解除いただき、お声かけいただくか、挙手機能をご活用いただき、発言希望の旨をお知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくためにインターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これからの進行につきまして、高村座長にお願いすることといたします。高村座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

おはようございます。それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めてまいります。

なお、本日は橋本委員はご所用のために欠席というふうに伺っております。

それでは、まず最初に事務局から、本日の資料の確認をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

本日の資料についてですが、配付資料一覧にございますとおり、議事次第、委員等名簿に加えまして、資料1、今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方、資料2、バイオマス燃料のライフサイクルGHGについて、資料3、バイオマス持続可能性ワーキンググループ第三次中間整理（案）、そして参考資料といたしまして、パブリックコメントの実施結果についてを用意しております。

○高村座長

ありがとうございます。

皆様、配付資料など、もし問題がございましたら事務局まで、ご連絡をいただければと思います。

2. 議事

- (1) 今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について
- (2) バイオマス燃料のライフサイクルGHGについて
- (3) バイオマス持続可能性ワーキンググループ第三次中間整理（案）

○高村座長

それでは、早速ですけれども議事に入ってまいります。

本日の議題の最初の議題ですけれども、今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

それでは、資料1に基づいてご説明させていただきます。資料1、今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方でございます。

これまでのバイオマスWGでは、昨年12月に算定委員への報告事項を取りまとめいただき、算定委員に報告させていただきました。また、前回は3月に開催させていただきまして、既定値の考え方などをご議論いただいたところでございます。そうした議論を踏まえまして、今年度もバイオマスWGを進めていきたいと思っております。特に今年度の論点について、今日ご紹介できればというふうに思っております。よろしくお願いします。

資料の次のページをよろしくお願いいたします。

本日は2点、大きくご紹介できればと思っております。一つ目はバイオマス発電の現状、進捗を踏まえてといったところでございます。二つ目が本年度の論点でございます。

では、一つ目のバイオマス発電の現状につきまして、資料の2ページでございます。

再生可能エネルギーの導入でございますけれども、今年4月のエネルギー需給統計の速報値でございます。再エネ全体では2021年度が20.3%といったところで、FIT開始から大体約2倍の進捗を示しているところでございます。また、バイオマスにつきましても2030年度に5%程度の目標を掲げているところでございます。2021年度は1.5%だったところが3.2%と、大体2倍ぐらいの進捗を示しているところでございます。

資料の3ページ目でございます。こちらは各国の再生可能エネルギー発電の国際比較でございます。

昨今のウクライナ等の情勢も踏まえまして、様々ございますが、日本につきましては再エネ20.3%といったところでございます。日本の内訳については、ここに書かせていただいたとおりでございます。EU各国の現状を昨年と比べると、少し再エネが下がっている国も

あるといったところでございます。こうした状況の中、我が国も再エネを最大限、主力電源として進めていきたいと思っております。

資料の4ページ目でございます。こちらは最近のバイオマス発電の現状と導入拡大に向けた論点でございます。

FITの認定情報に基づきまして、2022年度末時点の導入量は6.9GWといったところでございます。ミックスを策定いたしました2019年度末から、大体、約2.4GWの追加導入が進んでいるところでございます。

また現状、FIT/FIPの認定を取られている案件で未稼働のものが3.8GWといったところでございます。バイオマスの今後の導入拡大の主な論点といたしましては、燃料の安定調達、持続可能性の確保、未利用材や廃棄物の利用促進、需給調整が可能な電源としての活用促進、こういったところが課題として挙げられるというふうに思っております。こうした課題も踏まえながら、導入目標であります2030年度の8.0GWに向けまして、引き続き、既に認定を取られた案件の進捗などを含めまして、取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。

続きまして、今年度の論点のほうに入らせていただければと思っております。5ページ目以降、よろしくお願いいたします。

6ページ目でございます。

バイオマス持続可能性WGにつきましては、2019年度から合法性・持続可能性の確保、特に第三者認証の在り方の検討ですとか、あと食料競合、ライフサイクルGHGの考え方について、検討いただいたところでございます。

これまでの検討結果といたしまして、大きく3点に分けておりますけれども、「持続可能性基準」につきましては、環境、社会・労働、ガバナンスなど、確認すべき事項を具体化したところでございます。また、FIT認定の利用可能な第三者認証としまして、RSPO、RSB、GGL、ISCC、MSPOなどを整理してきたところでございます。

また、「食料競合」につきましても、非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと整理させていただき、新規燃料候補としまして、昨年度の算定委にも報告させていただきまして、本年度から新たに12種の燃料を追加させていただいたところでございます。また、非可食かつ副産物であると確認できているもの以外につきましては、今後、食料競合に関する国内外の議論の動向ですとか、他用途の燃料需要の動向なども注視の上、必要に応じて検討していくこととされているところでございます。

また、「ライフサイクルGHG」につきましては、論点としまして大きく三つございます。算定式、排出量の基準、確認方法、この3点でございます。

算定式につきましては、燃料種の栽培の工程ですとか燃料生成の工程、輸送工程などを踏まえまして、合理的な根拠を基にした算定ルールを決定してきたところでございます。

また、排出量の基準につきましては、2030年以降に使用する燃料につきましては、火力発電の比較対象電源、180グラムに比べて70%削減することを前提に、2022年度以降の認

定案件とすることとしております。

また、制度は今年度から開始しております。一部、執行猶予期間ということで3年の期間を設けておりますけれども、制度開始以降からは燃料調達前に50%削減を要求するといったことも整理されているところでございます。

確認方法につきましては、ライフサイクルGHGを確認できる既存認証スキーム、メルクマールを整理した上で、農産物の収穫に伴うバイオマス、輸入木質バイオマスで利用可能な第三者認証として、RSB、GGL、ISCC、SBPを整理。また、国内木質バイオマスにつきましては、木質バイオマス証明ガイドラインの仕組みの改良、強化することを確認していくところでございます。また、農産物の収穫に伴うバイオマス、輸入木質バイオマス、国内木質バイオマスにつきましては、パブリックコメントも踏まえ、既定値を作成してきたところでございます。

こうした三つの取組を踏まえまして、今後の論点のところに入らせていただければと思います。

7ページ目でございます。

持続可能性基準に係る論点といたしまして、まず一つ目、新たな第三者認証スキームの追加の要請でございます。こちらにつきましては、これまでも追加希望の意思を事務局に示していただいた第三者認証制度につきまして、意見聴取、ヒアリングなども踏まえながら行った上で、仮に対象とする場合には調達価格等算定委員会のほうにも報告することとしてきた次第でございます。

今年度につきましても、追加希望の意思が事務局に示されたものが幾つかございます。また、これまで要望されていたようなスキームのものもございますので、これまでの指摘事項への対応状況も見ながら、事務局で整理させていただいた後に、意見聴取など、必要な追加の検討を行っていければというふうに思っているところが1点目でございます。

2点目につきまして、持続可能性に係る経過措置でございます。PKSとパームトランクの経過措置につきましては、昨年のバイオマスWGにおきましても、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めた上で、経過措置を1年間延長させていただきまして、今年度末、2024年3月31日を確認の期限としてきたところでございます。こうした背景としまして、認証未取得の理由が措置の不適合ではなく、手続上の問題であったことを踏まえ、延長してきたところでございます。その際に、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことも条件としてきたところでございます。

こうしたことも踏まえまして、今年度、PKS及びパームトランクの認証取得の状況について、フォローアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

三つ目でございます。既存認証スキームの新規燃料への対応についてでございます。こちら第20回、昨年のWGにおきまして、FIT/FIP制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証スキームとして確認した既存の認証スキームであるRSB、GGL、ISCCに対し、新規燃料を対象とできるよう、基準の改訂を要請することといたしました。こう

した既存認証スキームの検討状況について、フォローアップできればというふうに思っているところでございます。

以上が、持続可能性基準に係る今後の論点と考えているところでございます。

続きまして、8 ページ目をよろしくお願いいたします。ライフサイクルGHGに関する論点でございます。

ライフサイクルGHGにつきましては、大きく5点を考えております。

一つ目としまして、GHGの確認方法についてでございます。今年度から追加されました新規燃料12種がございますけれども、こうした12種を対象にしたライフサイクルGHGの既定値の策定を進めていきたいというふうに考えているのが1点目でございます。

また、廃棄物区分のライフサイクルGHGの確認方法についても、メタン発酵ですとか建設資材、廃棄物、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスなど、様々ございます。こちらについても、ライフサイクルGHGの確認方法を整理した上で制度を開始することとされており、こうした区分についても、より簡便にライフサイクルGHGの基準を下回ることを確認する方法を具体的に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

三つ目でございます。木質バイオマスのライフサイクルGHGの既定値における区分でございます。木質バイオマスのライフサイクルGHGの規定につきましては、今まで林地残材、その他の伐採木、製材残渣の区分がございましたけれども、これらの定義について、より詳細に定めていけたらというふうに考えているところでございます。

二つ目が、ライフサイクルGHGの自主的な情報開示についてでございます。ライフサイクルGHGの削減の認定要件としましては2022年度以降のものが対象でございますけれども、2021年度までの認定案件につきましても望ましい情報開示、報告、こうしたことも整理しながら、各事業者の皆様が実施すべき情報開示のイメージを示したところでございます。また、2022年度以降、実際に認定要件となる案件につきましても、透明性の観点から同様に情報開示、報告を求めていくといったところが整理されています。

また、事業者の皆様が適切に計算できるようなガイダンスが必要であり、あと企業に実際に開示いただいた情報を我々行政のほうで集約化する方法も必要だというご指摘もいただいたところでございます。

今年度は、ライフサイクルGHGの情報開示の報告方法の具体化ですとか情報の扱い方、こうしたところをより具体的に検討していきたいというふうに考えております。

以上が二つ目でございます。

続いて、9 ページ目でございます。

各認証スキームのライフサイクルGHGへの対応状況でございます。

昨年度のバイオマスWGでGGL、ISCC、RSB、SBPから、いずれもメルクマールへの適合の方針が示されたことから、ライフサイクルGHGの確認方法として活用し、可能な限り、FIT/FIP制度が求めるライフサイクルGHGの水準を満たす基準の整備、改訂を進めるように調整しているところでございます。

猶予期間は全体として、事業者だと3年ございますけれども、早期に基準の整備をし、事業者の方が速やかに対応できるような状況を構築していくことが重要だと思っております。今年度は、こうしたスキームのライフサイクルGHGを確認するための改訂について、フォローアップしていきたいというふうに思っております。

4点目でございます。合法性ガイドラインにおけるライフサイクルGHGの認証スキームの適合性の確認でございます。

こちら昨年度のバイオマスWGの中で、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGが確認できる可能性のある認証スキームとして、SBPからヒアリングさせていただきました。こうしたヒアリングの結果を踏まえまして、ライフサイクルGHGを確認できる第三者認証に求められるメルクマールに適合するといったことも確認させていただきました。

事業計画策定ガイドラインにおきましても、輸入木質バイオマスの合法性の確認に際しては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照するものとしておりますので、SBPが合法性ガイドラインに相当する内容であることも条件としたところでございます。

また、昨年度のWG以降、GGLのほうからも、輸入木質バイオマスについてもGHGの認証スキームになることを希望する旨、連絡をいただいております。

こうした状況も踏まえまして、SBP、GGLが合法性ガイドラインに相当する内容を確認できる認証スキームであるかどうか確認した結果を、林野庁のほうからも報告していただくといったことを考えているところでございます。

続いて最後、五つ目の論点でございます。国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認方法でございます。

国内木質バイオマスのライフサイクルGHGにつきましても、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の仕組みを参考にしながら、これらを改良・強化していきながら、確認手段としていくといったことが整理されたところでございます。

また、国内木質バイオマスの確認方法の構築に当たりましては、やはり客観性、信頼性の担保が重要というふうに考えており、また、内外の差別の観点からも、輸入燃料の確認方法とのバランス、こうしたことに留意といったところもご指摘いただいたところでございます。こうしたことも踏まえまして、認定団体のGHGにおける役割などを明確化し、また行政のほうで認定事業者の実態把握を行う方向で検討することとされております。

今年度は、こうした国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認方法について、エネ庁及び林野庁のほうで検討させていただき、検討状況を報告させていただければというふうに思っております。

以上、大きく今年度のバイオマスWG全体の論点でございます。最後の11ページ目が、今ご説明したことをまとめているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高村座長

どうもありがとうございました。

今、事務局からありましたけれども、12月に算定委員会に報告し、その後、3月にもWGを開催して議論いただきましたけれども、改めてこれまでの検討事項を踏まえて、今年度の検討事項を整理していただきました。

それでは、今ご紹介いただきました資料1について、今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方について、委員の皆様からご質問あるいはご意見をいただければと思います。通例ですけれども、ご発言をご希望の方は挙手機能を使っていただくか、あるいはチャットでお知らせいただければと思います。順次、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは河野委員、お願いいたします。

○河野委員

日本消費者協会の河野でございます。ご説明ありがとうございました。

本年度のWGの論点については、これまでの継続事項ということで、大きなタスクに対する違和感はありません。化石燃料価格に起因する電気料金の高騰や、GX実行計画の策定に伴う関連法案2本の決定などもありまして、再エネの最大活用に対して、私たち消費者も含めて、国民からの期待はさらに大きくなっていると思いますし、他方、化石燃料の代替として、主に燃焼によって電気を生み出すバイオマス由来の燃料に対しては、非化石というだけで無条件に利活用できる状況ではないことは社会の常識となりつつあります。電気を使う全ての国民がFIT賦課金を等しく負担しているのであれば、本WGにおいて判断の条件づけと、その根拠となる数値の策定をしっかりと進めていただいていまして、担当事務局の皆様や専門的知識を有する関係者の皆様のご尽力で、私たち一般消費者にとっても納得のできる整理が進められていると受け止めております。

その上でなんですけれども、2点申し上げたいと思います。

まず、どこに関連するかというのはちょっと難しいので、今ご説明いただいた資料の8ページの(2)ライフサイクルGHGの自主的な情報開示のところに関連づけて発言させていただくと、先ほど申し上げたような整理が進んでいるのはもちろんなんですけれども、その上で不安とか懸念がございます。

それはどういうことかと申しますと、バイオマス燃料に対する合法性とか持続可能性の確保の手段や、今後公開される予定のライフサイクルGHGの数値などについて、判断基準は明確に示されているんですけれども、結果として事業者から公表されるものが正しいのかどうかという点についてでございます。なぜかと申しますと、先般、旧一般送配電事業者の顧客情報の不正閲覧事案や、大手電力によるカルテル事案など、法律で明示している禁止事項を破って行政処分を受ける事案が結構多く発生していることもありまして、厳然としてルールがあるにもかかわらず、ルールを軽視、または無視して事業を進めるような事態が起こらないように、法令遵守に対する監視の仕組みとか違反への対応などもはっきりさせておいてほしいなというふうに思っているところです。

2点目は、これも今ご説明いただいた、次のページですね。9ページの（４）合法性ガイドラインにおけるライフサイクルGHG認証スキームの適合性確認のところに関連づけてなんですけれども、このWGの当初の目的というのは、当時、新規燃料として注目を浴びていたパームオイルと、その派生物に関する持続可能性の整理からスタートしたというふうに思っております。今現在、社会の関心というのはバイオマス燃料の大勢を占める木質バイオマスに移っていて、地下の資源を使い尽くした後、これからの日本社会のエネルギー供給を支えるという名目で地上の資源も使い尽くしていいのかどうかという、冷静な判断が求められる時期にあるというふうに思っています。

本WGにおいては、ライフサイクルGHGの観点から輸入、それから国産の木質バイオマスについての整理を進めていますが、パーム油のような持続可能性の検討という観点から考えると、認証、情報公開、トレーサビリティの確認も不十分ではないかというふうに受け止めています。現在、林野庁様と経産省様で整理してくださっているというのは私も理解していますけれども、改めて、これまでの合法性の要件に加えて、持続可能性の視点から木質バイオマスについて整理していただいて、そもそも自然由来の資源には限りがあるということをお大前提として、今後のルール策定に臨んでいただきたいというふうに思っています。

事業者や産業界の意欲的な取組を阻害する意図は全くございませんが、その大前提として、持続可能性に配慮した安定供給を考えるということが、私たち消費者としては大事だと思っていますので、本年度の論点においても、今申し上げたようなことに配慮しつつ、私も議論に参加したいというふうに思っています。

長くなって申し訳ありませんでした。以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは芋生委員、お願いいたします。

○芋生委員

聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい。聞こえております。

○芋生委員

WGの今年度の進め方については特に異論はありませんが、その上で4ページを見せていただけますか。

ここで、認定されたんだけど導入されていない量が3.8GWあると。全部導入されれば目標に達するということなんですけれども、一旦導入されたんですが、例えば燃料の価格高騰などによって稼働していないものが幾つかあるというふうに把握しております。特に現状で言うと、パームステアリンが、FIT制度が始まった2012年から2020年ぐらいまでは、1キログラム80円から90円ぐらいで推移していたのが、2021年は120円になったと。これはウクライナ戦争の前です。戦争が始まった2022年には、何と180円まで高騰し

たということで、2023 年は若干これよりは下がったようなんですけれども、現状では再稼働のめどが多分立っていないと思います。ですので、その辺の状況の変化を常に把握しておくことが必要ではないかと。その上で、最終目標に向かっていくことが必要ではないかというふうに感じています。

また、輸入木質バイオマスについても、一部天然林が使われているのではないかというような懸念も示されておりますので、その辺も見えていく必要があるのではないかというのが 1 点です。

2 点目は 8 ページですかね。ここですね。

ここで、廃棄物等の GHG 確認については今後検討ということですが、これも前から申し上げているような気もするんですけれども、例えばメタン発酵バイオガスというのは、発電だけではなくて肥料生産の目的もありますので、メタン発酵の工程で排出される GHG を把握するのに加えて、その結果を何のプロセスと比較するのかというのが、非常に重要になってくると思いますので、今後その辺の比較、考え方を慎重に考えていく必要があるのではないかというふうに感じております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員からご発言のご希望は。ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。道田委員、聞こえますでしょうか。

○道田委員

すみません。ミュートになっておりました。失礼しました。

○高村座長

お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

私も今年度の進め方の大枠については、これでよいのかなというふうに思います。また、今出していただいているスライドでいきますと、情報公開とか、先ほど事務局からお話がありましたけれども、どのようにデータを集約するかということも、これから話していくことができるということで、そのところはいろいろな意見を出していきたいなというふうに思っております。

一つ質問なんですけれども、廃棄物等区分のライフサイクル GHG で、廃油とか、そういうものも含まれるというふうに考えてよいのでしょうかということが一つ、質問です。

もう一つコメントとしましては、今までいろいろ議論をさせていただいてきて、持続可能性、ライフサイクル GHG と、様々な認証が必要になってきていますけれども、いろいろな組合せが出てきたり、それから新しく追加されたものに変更するというような場合も出てくると思いますので、そういうものもきちんと情報開示、報告の対象に含めていただけると

よいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。今、質問を一ついただきましたが、後で事務局のほうにお答えをお願いしたいと思います。

ほかにご発言のご希望は。ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。今年もどうぞよろしくお願いします。

このワーキンググループは大切な議論をする場であるというふうに思っております。社会的な注目も高いというのは常に感じておりますので、自分自身としても、しっかりやっていきたいと思っています。

さらにこれが始まって、もう 2019 年からですから 4 年たっていて、やっぱり大きな変化が起きていることも感じています。芋生委員からも一部お話がありましたけれども、特に燃料の価格が大きく変動していると理解しています。しかも化石燃料、特に石炭なんかよりも逆にバイオマスが安いというような瞬間が、昨年度の統計などを見ているとあったりすることもあって、F I T に頼らずとも、バイオマスに切り替えるというような動きも出ていると理解しています。そういう意味では、ほかのスキームのプロトタイプとして、この F I T の枠組みの中での持続可能性の確認というのは、やはり意味を持ってくるのではないかというふうに思っております。

それに加えて、一方で足元ではバイオマス燃料のほうも高騰しておりますので、運転を停止したり、それから F I P への切替えというのは直接ではないんですが、より柔軟な運転というか、市場にしっかり電気を売っていくというポジティブな動きも出てきているというふうに思います。

あとは、逆に輸入との見合いの中で、国産材の調達を増やすという動きも出ていていると理解しておりますが、今年は、特に木質に関して、しっかりとした議論ができるのではないかと期待しておりますが、内外の無差別というようなお話が、貿易政策の中での必要事項として理解されてきたかというふうに思いますが、国産材の持続性というものをどういうふうに理解して、どういうふうに担保していくのかということも、しっかり理解を深めていく段階に来ているのではないかなというふうに思っております。実際、林野庁さんの森林・林業基本計画で計画されている量と、ほぼ同等の水準まで来ております。その中で、まだ未稼働案件もあるというふうにも聞いておりますので、そういった需給バランスを前提に、我々は持続性という議論をしていかなければいけないというふうに思っています。

その上で、まず二つほどありまして、一つは主に輸入木質バイオマスというものを念頭にして、GHG の確認のために S B P であるとかが使えるのではないかという議論をしてきて、今年度、合法性ガイドラインとの適応の部分、持続可能性一般に関しても S B P というのが使えるのかという議論をするというふうに理解しております、S B P ないしは G G L

ですね。

ただ、これも河野委員がおっしゃられたこととも関係するかもしれませんが、林野庁さんの合法性ガイドラインというのは違法伐採対策ということで、確認しましたが2006年に作られたというもので、若干古いということは否めないかというふうに思います。バイオマスの議論と関わって重要な天然林の保護だとか、そういったものに関して、しっかり対応できているのかということに関しては、ガイドラインへの適応、対応というのを林野庁さんのほうで、林野庁さんも入ってということですかね、確認していただくのは、しっかり制度上やらなければいけないのですが、やはり本質的な議論というのもどこかでやらないと、片手落ちになるというような懸念というのを持っているというふうに申し上げたいと思います。

あとは今年、廃棄物なんかのGHGの議論をするということで、これまでも我々は主産物とか副産物とか、そういった言葉も使ってまいりましたが、これに廃棄物がさらに加わることによって、農作物、それから木質に限らず、統一的な整理が進むということも期待できるのかなというふうに思っております。特に今年は、ちょうど見えておりますけれども、木質については林地残材、その他の伐採木、製材残渣の区分の定義というのをしっかりとすることですので、実はさらにカスケードの先に建設資材廃棄物として、いわゆる建築廃材というのが来るというふうに理解しております。そういったカスケードの中でどういうふうなところまで遡ってバイオマスの持続性ないしはGHGを確認するのかということが改めて整理できると、非常に見通しがよくなるのではないかというふうに思っております。

最後に、今年PKS等の認証のフォローアップをするというようなタスクがあったかというふうに思います。これについては、私も現状がちょっと気になっているところですので、ぜひ認証取得の状況に関してはまとまった形で情報提供していただければというふうに思います。

その上で、2024年3月31日が確認の期限というふうに書かれておりまして、確認というのは誰がどのようにするのかという話も早めにしておく必要があるのではないかというふうに思っております。場合によっては、認証の取得が間に合わない場合、認証が間に合ったものだけ燃やすというようなことが例えば許されて、それ以外のものを燃やしていないというようなことを、許容して、それを確認するのかとか、ここはいろんなパターンがあり得るかと思います。

先ほどの化石燃料との燃料の差というの、ほぼなくなっているような状況ですので、場合によっては石炭の混焼というような発電所もFITの中で認めてしまったという経緯もありますので、ここの比率を調整するというところで乗り切れるような事態も、理論的にはあり得るのではないかなというふうに思っております。他方、電力の安定供給の問題もありますので、どういったようなことをどういうふうにやっていくのかということは、早めに議論しておく必要があるのではないかなというふうに思っているところです。

私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、委員から一巡、ご発言をいただいたかと思います。もしオブザーバーで参加の関係省庁から、ご発言のご希望がありましたら、お知らせいただければと思います。

それでは一度、質問が一、二ございましたので、事務局にお戻ししたいと思いますけれども、事務局からこれまでの委員からのご発言について、可能な限りでご回答いただけますでしょうか。

○潮課長補佐

ありがとうございます。今年度の議論の論点の方向性としまして、皆様のほうから基本的には大きな方向性としての異論はない中で様々な論点をいただいたことを、しっかり受け止めたいと思っております。その中で、幾つかいただいたコメントについて、事務局のほうからお答えできればと思います。

道田委員からご質問いただきました廃油のところでございますけれども、F I Tにおきましても、その他の廃棄物の扱いといったところで廃油も対象にしているところでございますので、こうした確認の方法といったところも、今後しっかり検討していきたいというふうに思っております。

その上で、いただいたコメントについて、ご回答できればと思います。

まず、河野委員からいただきました、違反への対応のところをしっかりとといったところでございます。こちらについては別途、我々のほうでもF I Tの認定の情報システムの在り方検討会といったところもしながら、F I T制度全体を通じた再発防止の在り方を検討しているところでございます。こうした情報も踏まえまして、ルールをしっかりと遵守して、仮に何かルール違反がある場合には、まずはしっかりと報告徴収などを課し、事実関係を確認していきながら、しっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そのほかでございますけれども、続いて、持続可能性配慮のところについていただきました。こちらについてはしっかりと受け止めて、今後の検討課題としていきたいと思っております。

芋生先生のほうからいただきました、まずはミックスの議論のところでございます。バイオマスにつきましては、ほかの電源と比べて、F I Tの認定ベースで言うと導入目標を超えているかというような状況でございますけれども、もちろん今後剥落していく可能性も当然ございますし、また、今は未稼働で抱えている案件につきましても、例えば燃料費の高騰の中でなかなか事業が進まない等の状況もあるというふうに聞いております。また、未稼働につきまして、バイオマスのほうについては少し先でございますけれども、失効制度といったところもございます。こうした制度の中で、今後こういった案件が変わってくる中で、導入目標を達成するように案件形成を、まず持続可能性ですとかライフサイクルGHGといった、質を担保した上での導入拡大を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

廃棄物関係につきまして、芋生先生、道田先生、あと相川先生のほうからもご質問いただきました。廃棄物につきましては、もちろん廃棄物とひとつにくくるのではなくて、メタン発酵ですとか建築資材ですとか、様々な論点があるかと思っております。相川先生からもいただきましたが、まず木材の論点につきましては、林地残材、その他の伐採木、製材残渣の区分などもしながら、その上で建築資材の考え方もあると思っております。木質バイオマスのライフサイクルGHGの区分につきましては、EUのほうでもまだ正式に、我々のほうでも決まっていないと認識しておりますけれども、こうした動向も注視しながら、まず木質バイオマスのGHGの区分もそうですし、その中で廃棄物の区分をどう考えていくのかという確認方法について、検討をしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

その上で、情報公開につきましても河野委員、道田委員からご指摘いただきました。情報公開につきましては、やはり事業者の皆様からいただいた情報を行政のほうでどう確認していくのかと。出して終わりというわけではなく、また出している情報が本当に真に正しいものかどうか、こうしたところについてはしっかり確認を取りながら、持続可能性基準、ライフサイクルGHG基準、こうした要件との整合性も踏まえまして、しっかり精査していきたいと思っております。

また、相川委員からいただきましたPKSの経過措置のところでございますけれども、まさにパーム油のほうで1年早く経過措置を迎えているところでございます。こうしたところについては、例えば報告徴収をしてしっかり実態を確認するなどのやり方も行っております。こうしたところも参考にしながら、今年度末の期限を迎えて確認できるような体制、まずはフォローアップした上で検討してまいりたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。今、事務局からご回答いただきましたけれども、委員からフォローアップのご発言、ご希望はございますでしょうか。あるいはオブザーバーでご出席の関係省庁から、ご発言のご希望はございますでしょうか。もしありましたら、手挙げ機能ないしはチャットでお知らせいただければと思いますけれども。

ありがとうございます。それでは、林野庁からお願いいたします。聞こえますでしょうか。ミュートになっているかもしれません。

○林野庁

座長、ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○高村座長

はい。今、聞こえております。ありがとうございます。

○林野庁

すみません。木材利用課課長補佐の日比野と申します。本日は課長の三上のほうが不在ですので、代理で発言させていただきます。

ご意見ありがとうございます。木質バイオマスの持続可能性の関係については、これまで

もこのWGで委員の皆様からご意見をいただいております、課題として認識しているところがございますし、また対応について考えていきたいと思っております。

ちょっと悩ましいところとしては、木質バイオマスについては今、非常にいろいろと考えなきゃいけないことが多くあると思っております、もともと木質バイオマスについては、間伐材由来ですとか、あとは一般木質といった由来の証明が必要だとか、あと合法性、持続可能性の確認ですとか、あとGHG基準の適用ですとかが求められているという中で、さらに木質バイオマスについては国産材も輸入材も両方使われているということで、非常に考えなきゃいけないことが多くて、非常に複雑な状況になっているところがございます。

あと、これに加えて、先般の国会でクリーンウッド法という法律が改正されて、この法律の施行自体は令和7年の春頃に予定されておりますけれども、施行後は国内市場の最初の段階である川上、あるいは水際の事業者において、合法性確認が義務化されるということになります。これは木質バイオマスについても関係してくる話ですので、クリーンウッド法への対応を含め、課題を整理していかなくちゃいけないなということで考えております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかにご発言をご希望の委員、オブザーバーの関係省庁はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほど事務局からもありましたように、本日ご提示いただいた論点、今年度に検討すべき論点について、大筋はご了承いただいたかと思います。委員からは、とりわけ昨今のバイオマスを巡る状況の変化を踏まえて持続可能性に関する基準化、あるいは制度化というのが非常に重要だというご発言があったかと思います。特に、もちろん買取制度の下でもそうですけれども、今、企業の皆さん、エネルギーをお使いになるほうも供給されるほうもですけれども、サプライチェーン、バリューチェーンの持続可能性の配慮というのは非常に重要な企業の課題になっていると思っておりますし、当然提供される製品やサービスのライフサイクルの持続可能性の担保ということも大きな関心になっていると思っております。そういう意味では、買取制度の下での持続可能性の議論というものが、企業の皆さんのそうしたニーズや、あるいは課題に対応する、そうしたものになってほしいなと思っております。

幾つか、提供されるデータの検証ですとか、あるいは信頼性の確保ですとか、あるいは木質バイオマスについて、廃棄物、それから先ほどございました、特に木質バイオマスのところで行きますと国産材も含めてというご指摘があったかと思いますが、いずれも今回、論点の中に盛り込まれていると思っておりますので、それぞれの論点のところ併せて議論していただければと思っておりますし、事務局のところでも、ぜひ本日の意見を踏まえてご準備をお願いしたいと思います。

ほかにご発言をご希望の委員、あるいはオブザーバーはいらっしゃいますでしょうか。もしなければ、次の議題に移ってまいりたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題②に移ってまいります。議題②は、バイオマス燃料のライフサイクルGHGについてということで、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○潮課長補佐

ありがとうございます。議題②、資料2に基づいてご説明できればと思います。

2ページ目、よろしくお願いいたします。

昨年度のWGにつきましては、新規燃料候補に食料競合の懸念がないことの確認ですとか、先ほどのライフサイクルGHGの確認方法について、検討を行ってまいりました。昨年1年の議論を第三次中間整理（案）として取りまとめまして、5月25日から6月23日の1か月間、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。

今回、このパブリックコメントにおいて得られた指摘について、全てはご紹介いたしません、参考資料としても配付させていただいておりますけれども、得られた指摘の中でライフサイクルGHGの既定値の修正方針について、ご確認いただきたいというふうに思っております。

参考として下に書かせていただいておりますけれども、第三次中間整理におけるパブリックコメントでございまして、意見提出総数としては56件の意見を頂戴したところでございます。

次のページ、3ページ目、4ページ目をよろしくお願いいたします。

こうしたパブリックコメントを踏まえた中で、既定値のほうにつきましては、今年度初旬に既にパブリックコメント済で公表させていただいたところでございますけれども、既定値の中で2点、修正案をいただきましたので、ご紹介できればと思っております。

一つ目が、バイオマス燃料の歩留まりのところでございます。

まず、パブリックコメントの中の意見としまして、FIT／FIP制度におけるライフサイクルGHGでは、木質ペレットのライフサイクルGHGにおいて算定される歩留まりについて、自然乾燥工程により目減りすることを想定した数値が今は採用されている中、加工工程のGHG排出の計算に用いられるEUのREDⅡの既定値の算定における諸元においても、自然乾燥を想定しない値という意見をいただきました。そのため、自然乾燥工程を含まない場合における乾燥工程のエネルギー消費量に対して、自然乾燥工程を想定した歩留まりを適用する今の場合は、排出量を過大に評価しているのではないかといったご意見を頂戴したところでございます。

我々も事実、EUのREDⅡの算定根拠となった資料を確認させていただきまして、こうした意見のご指摘のとおり、木質ペレットのライフサイクルGHGの算定においては、自然乾燥工程を想定していないことが確認できました。このため、FIT／FIP制度における既定値の算定につきましても、木質ペレットにつきましては、こうした歩留まりを自然乾燥工程を想定していない値に修正していきたいというふうに考えております。具体的な修正案は、また技術的なご相談をさせていただければと思っておりますけれども、こうした方針

で、今の既定値のほうを修正していきたいと考えている次第でございます。

2点目でございます。次の5ページ目をお願いいたします。

化石燃料の排出係数の点について、ご意見をいただいたところでございます。陸上輸送用の燃料など、想定される軽油の排出係数にメタンですとか N_2O を含む値として想定しておりますけれども、これはメタンと N_2O を含まない値ではないかといったご指摘をいただきました。EUのRED IIの既定値の算定におきましては、設備ごとに CH_4 、メタンですとか、 N_2O の算定を別途計算しておりまして、同様の対応が必要ではないかといったご意見をいただきました。

これにつきましても、我々はEUのRED IIの文書を確認させていただきまして、排出係数一覧につきまして、軽油に伴うメタンと N_2O の排出はゼロと表記されていることは確認している中で、改めて既定値の算定根拠の資料を確認させていただいたところ、各工程の諸元としましては、別途計上しているといったことが確認できました。このため、EU RED II並びの諸元に合わせる形で修正していきたいというふうに考えております。こちらも技術的な修正については、事務的にご相談させていただければと思っております。

こうした2点の修正方針に基づきまして、既定値の修正をさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○高村座長

ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました議題②、資料2について、質疑応答、ご意見、ご発言を委員のほうからいただければと思います。パブリックコメントを踏まえて、2点の既定値の修正案であります。委員からご発言のご希望はございますでしょうか。

ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

修正提案、まだ細かい数値はこれからということなんですけれども、方針に対しては賛成いたします。やはり今、高村座長からもお話がありましたけれども、グローバル・バリューチェーンがある中で、皆さん、輸出されたり輸入されたり、いろいろなものがある中で、海外の制度と日本の制度の親和性を高めていくということは、事業者さんにかかる、同じ持続可能性なり、GHGの基準なりを達成するにしても、より少ないコストで、また手間で、同じような目標が達成できるということが重要だと考えておりますので、非常に方針としては賛成しております。

また同じようなことが、恐らくこれから林野庁さんがいろいろご検討される中でも出てくると思いますので、その辺りも、まず持続可能性の基準、GHGの基準というものを満たしていくわけなんですけれども、その中でいかに簡便に制度を実施できるようにすることが、小規模の方たちも含めた実施の可能性というものの確率を上げていくというか、皆

さんが実施しやすいような制度にしていくことを全体として考えていくことが必要なのではないかというふうに思っております。

すみません。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員からご発言のご希望はございますでしょうか。

ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

ありがとうございます。

今ちょうど映っているスライドで、EUのほうで「設備毎に」というふうに書いてあるんですけれども、これはバイオマスの発電設備という意味での、もし今お分かりになればというのが1点、質問です。

あともう一つは、既定値の一覧といいますか計算結果は、既にエネ庁さんのFITの「なっとく！再生可能エネルギー」のページに掲載されているものだと思いますけれども、今回の二つの修正案というものが承認された場合は、こちらのほうも修正されるというような、差し替えるというような理解でよろしいのかということも質問します。

その上で、LCAに関しても、やはり今後いろんな研究なども進んで、より詳細な数字が出てきたり、また逆に違う数字が出てくるような場合というものもあるかなと。特に国産なんかに関しては、根拠とした数字の点数がかなり少なかったりしたので、場合によってはEUの数値を使ったりしてやってきたところがあります。毎年変わるというのもちょっと変かなとは思いつつ、そういった見直しのスケジュールみたいなものも念頭に置いておいたほうがよいのかなという気もいたしますが、何かこの時点でお考えなどがあれば、事務局からお聞かせいただければというふうに思いました。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかにご発言いかがでしょうか。オブザーバーでご出席の関係省庁からも、もし何かありましたら、ご発言をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは事務局に対して、ご質問も含めて、お二人の委員からご発言がございましたので、もしご回答ができればお願いできればと思います。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

道田委員からおっしゃっていただきました、グローバル・バリューチェーンが進む中での海外との整合といったところですが、我々はEUの制度ですとか英国の制度を、これまでも参考にしながら検討してきたところでございますので、こうした動向には引き続き注視してまいりたいと思います。

相川委員から２点、ご質問をいただいた中で、まず１点目、すみません、こちらは「設備毎」と書いておりましたが、「工程毎」への訂正でございます。こちら、訂正させていただきます。と思っております。

また、既に出している既定値との関係でございますけれども、具体的には修正スケジュールなどを検討させていただいた上、修正後につきましては差し替える形で公表させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後の見直しのスケジュールでございますけれども、先ほどの道田委員のご質問とも関連いたしますけれども、海外との整合を図りつつ、一方で日本独自の制度のところは検討しながら、英国、EUをはじめ、諸外国の動向を参考にしながら検討していきたいと思っております。今、現時点での見直しスケジュールでございますけれども、まずは議題①でありました、ほかの、まだ今後検討が必要な課題の既定値とか、そういった議論も踏まえつつ、今後、諸外国の動向に合わせて検討していこうと思っておりますので、ほかの電源の整備といったところをまずしっかりやり、特にライフサイクルGHGにつきましては、３年間の猶予期間の間にしっかり整備できるように進めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

すみません。今、事務局からご回答いただいたのは一番下のポツ、「設備毎」を「工程毎」に修正ということでしょうか。

○潮課長補佐

はい。「工程毎」で。

○高村座長

了解いたしました。ありがとうございます。

相川委員、お願いいたします。

○相川委員

今のところは承知しました。修正のほど、お願いします。

あと、今後の見直しに関しまして、必要に応じてというようなことを今おっしゃったというふうに理解しております。基本的にそれで賛同します。ただ、今後既定値を用いられる事業者さんに加えて、独自計算のルートで計算を公表していくような方もいらっしゃるのかなというふうに思っております。そういう意味では、そういったものの中に今後我々が参考にし得るようなデータといいますか、数値も含まれているのかなというふうに思います。そこと既定値の乖離があまりにも大きいということであれば、それは一つ、見直しを検討するきっかけになるかなというふうに思いましたので、付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員から、事務局のご説明を受けて、あるいは発言をご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。オブザーバーもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今回、事務局から2点、既定値の修正案をいただきましたけれども、いずれもパブコメで皆様からご指摘をいただいて、事務局も、それから委員の先生方もかなり丁寧に諸元等を確認して、既定値の整理をしてきたわけですが、大変貴重なご意見をいただいて、今回修正するということかと思います。この2点について、それではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではご了承いただいたということで、事務局のほうで、この後の作業をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、議題③でありますけれども、バイオマス持続可能性ワーキンググループ第三次中間整理（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○潮課長補佐

ありがとうございます。先ほどの二つの議題につきましては、いただいた方向性の中で、今後しっかりと準備を進めてまいりたいと思いますので、またご相談させていただければと思います。

三つ目の議題につきましては、基本的にはご報告をさせていただければと思っております。

先ほど少し、議題②の中でも触れさせていただきましたけれども、昨年度のWGの議論につきまして、第三次中間整理（案）について、令和5年5月25日から6月23日まで1か月間、パブリックコメントを実施させていただきました。56件のご意見などをいただき、参考資料としてお配りしているものが、それぞれの意見でございます。一つ一つのご紹介というのは、この場では割愛させていただければと思っておりますけれども、事務局のほうでもいただいたご意見、パブリックコメントの回答を踏まえ、第三次中間整理（案）を取らせていただき、本日、正式に公表させていただければというふうに考えております。

また、今後のWGの運営に当たりまして、いただいたご意見なども踏まえながら準備してまいりたいと思っております。

事務局からの報告は以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局からありましたように、この議題は報告事項でございます。パブリックコメント、それから回答を参考資料としてつけていただいて、第三次中間整理（案）について、これをもって正式に、案を取って、公表させていただきたいということであります。

こちらについて、委員からご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。先生方におまとめいただいたものを、パブリックコメントを踏まえて、一度中間整理として公表するということでございます。ありがとうございます。

本日予定しています議題は以上ですけれども、全体を通して、もし何かご発言のご希望がございましたら、委員から、あるいは関係省庁からございますでしょうか。

ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

ありがとうございます。

1点ございまして、今年度から新規燃料がF I T制度の中で12種類認められたということで、冒頭に申し上げたように、昨今の燃料の需給状況というのを考えると、それを緩和するような新しい経路が作られたのかなというふうに理解しております。それはもちろん、持続可能性を確認した上でということだということも同時に理解しております。

一つお願いしたいと思っているのが、新規燃料が使われる実態というのが、これまで木質ペレットだとか、PKSは若干問題があったんですけども、貿易統計ベースでどのぐらい使われたのかというのを第三者的にも検証することができました。ただ、私はちょっと調べ切れていないんですけども、ココナッツ殻とか、そういったものにどういうHSコードが振り分けられるのかということについては、基本的には各税関での対応だということも聞いておりまして、追えなくなる可能性があるのではないかと考えています。そういう意味で、やはり全体像が分からなくなってくるというのはF I T制度、それから持続性の議論においても問題かなというふうに思っておりまして、少なくともF I T制度の中では報告徴収などのルートも使って、量的な確認ができるように、何かこれについてもご検討いただけないかと思います。

以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員から、あるいはオブザーバーの関係省庁からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、相川委員から事務局に対してご要望をいただいたかと思えますけれども、事務局から何かこの点についてございますか。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

まさにおっしゃっていただいたとおり、新規燃料を追加した中で、状況をしっかりフォローアップといったところはしてまいりたいと思っております。

バイオマスにつきましても、今年度も引き続きF I Tの入札など、下期でございますけれども予定しておりますので、その中で今年度からどれぐらいの実態があるのかどうか、こういった認定の中で、申請の中でしっかり見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

ありがとうございます。

申し上げたかったのは、計画ベースではなくて、使用の実態が分からなくなると、燃料の量のほうですね。それが分からなくなると、ココナッツ殻とかE F Bとか、幾つかあったと思うんですけども、しっかり基準にのっとっているものが使われているということでは安心なのかもしれませんが、何か特定のものが大量に使われているというような状況すらモニターできなくなってしまうので、燃やされた燃料の量を何らか把握できる仕組みというものをご検討いただけないかという、そういう趣旨だったんですけども。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

そういった実態については、我々は毎年、調達価格等算定委員会で価格を検討する際にも、個別事業の進捗状況、あと必要に応じて報告徴収などもさせていただいて、実態の確認をしておりますので、そういった手法も踏まえて、まずは認定ベースでどれぐらいそういった新規燃料が上がってくるのか、そういった実態を踏まえまして、さっき相川先生からおっしゃっていただいたように、経過の観察というのはしっかりやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○相川委員

ありがとうございます。

新規燃料への切替えというのも理論的にはあり得るのかなというふうに思っているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

新規燃料への切替えにつきましても、実際に変更いただく際にはご報告いただくことになってございますので、その辺を通じてしっかりとフォローしていきたいなと思っております。

○相川委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかにご発言はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、相川委員からご指摘があった点はバイオマスだけでなく、バイオマスに関して言うと、特に燃料についてという意味では、もう一段ハードルがあると思うんですけども、いわゆる買取制度の下でどのように実態を把握していくかという点、それからもう一つは、恐らくバイオマスも含めて、買取制度によらない形での調達というのも他方であると思っております、そういう意味では、ほかの電源でも議論になりますけれども、バイオマス燃料に関して言うと、恐らく貿易統計等々での把握も含めて、制度全体を多分考えないといけないとい

うご提起をいただいているということかと理解しております。このWGももちろんですけども、燃料の文脈では、他方で全体としての再生可能エネルギー政策にも関わるご指摘だというふうに理解しました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題三つについて、本日も大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。特に今後のWGでの検討課題、あるいは再生可能エネルギー政策全般に関わるご示唆もいただきました。事務局におかれましては、次回以降のWGにぜひ本日の議論を生かして準備を進めていただければというふうに思っております。

もしご発言のご希望がございませんでしたら、本日のWGにつきましてはここまでとさせていただきますというふうに思います。

それでは、次回の開催について、事務局からお願いできますでしょうか。

○潮課長補佐

ありがとうございます。

本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。今後の検討材料となる論点をいただきまして、事務局のほうでもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

次回のWGにつきましては、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページのほうでお知らせできればと考えております。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、本日のWG、第22回ですけども、これで閉会としたいと思います。大変お忙しいところ、本日も熱心にご議論いただいて、どうもありがとうございました。

以上で閉会いたします。ありがとうございました。